

Title	支那の史料に現はれたる我が上代(六)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.3 (1929. 11) ,p.1(323)- 41(363)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史學

第八卷 第三號

昭和四年十一月

支那の史料に現はれたる我が上代(六)

一八

それから倭國の産物として

種_二禾_一 稻_二紵_一 麻_二蠶_一 桑_二緝_一 績_二出_一 細_二紵_一 織_二繻_一 其他無_二牛_一 馬_二虎_一 豹_二羊_一 鵲_二とあり、またそれにつゞいて

兵用_二矛_一 楯_二木_一 弓_二短_一 下_二長_一 上_二竹_一 箭_二或_一 鐵_二鏃_一 或_二骨_一 鏃_二所有_一 無_二與_一 儋_二耳_一 朱_二崖_一 同_二といふ兵器に關する記事があり、それより三行を隔てゝ更に

支那の史料に現はれたる我が上代(橋本)

(三三)

一

出眞珠青玉其山有丹其木有柟杼豫樟栲櫨投櫃烏號楓香其竹篠簞桃
支有薑橘椒蘘荷不知以爲滋味有獼猿黑雉

と見えてゐる。なほ倭女王より魏帝に奉獻せし品物として、景初三年には「男生口四人、女生口六人」の外に

班布二匹二丈

とあり、正始四年には「生口」の外に

倭錦絳青縑繇帛布丹木狔短弓矢

とあり、正始八年壹與の奉獻せしものとして、「男女生口三十人」の外に

貢白珠五千孔青大句珠二枚異文雜錦二十四

と見えてゐるのである。

所で、菅政友氏は「種禾稻紵麻蠶桑緝績出細紵縑繇」といふ文句をば、「此モ漢書ニ(男子耕農種禾稻紵麻女子桑蠶織績)ト儋耳朱崖ノ俗ヲシルセルニヨレリ」と斷じ、而も神代卷一書に「聞葦原中國有保食神云々服中生稻云々以稻爲水田種子」とある文句を引き、「上古ハ陸種ノ無リシニヤ」と論じ、水田による禾稻の存在を認め、かつ地理纂考の記事を引いて、霧島山の北麓なる小林郷の近傍に自然生の稻が存することをも認めて居らるゝやうである。また麻紵についても、和名抄及び本草綱目啓蒙の記事を

引き、古來我が國にも産出せしことを認め、蠶桑についても、神代卷一書に「保食神云々、又口裏含蠶、便得抽絲、自此始有養蠶之道焉」とある記事、及び和名抄の記事を引き、「紵麻、桑蠶ノ二種ヲ緝績テ細紵織縣ヲ造ルナリ。細紵ハ紵布ノ上品ヲイフ。織ハ和名抄ニ（毛詩註云、紵所交反、又音消、和名加止利）織也、釋名云、織兼音其絲細緻、數兼於絹也」ト見エテ絹ノ緻密ナルモノヲイヘリ。縣ハ和名抄ニ縣、唐韻云、縣武連反、和名大絮也、四聲字苑云、絮似縣而麤惡也、唐令云、縣六兩爲屯」トアリテ、ワタヲイヘリ」と論じて居らるゝのであり、また那珂博士も「種禾稻紵麻、蠶桑緝績モ漢書地理志ノ文ニ因リタレドモ、此ハ皇國ニ固ヨリアリシ事ニシテ、細紵織縣モ上代ヨリノ産物ナリ」となし、「細紵ハ紵布ノ上品ヲ云ヒ、織ハ釋名ニ織兼也、其絲細緻數兼于布絹也トアリ。縣ハ俗ニ云フ眞綿ナリ」と論じて居らるゝのである。

魏志倭人傳の是等の文句が、漢書地理志の儋耳珠崖郡の俗を記せる、「男子耕農、種禾稻紵麻、女子桑蠶織績」なる文句と、或種の關係を有するものなることは、「文身斷髮」とか、「民皆服布如單被、穿中央爲貫頭」とかいふ文句の場合と同様で、已に魏志の本文にも「所有無與儋耳朱崖同」と明記してある程であるから、編者が是等の記事を作るに當りて、漢書地理志の儋耳珠崖に關する記事を參照せしことは、疑ひなきところであらうが、而も文身や横幅衣、貫頭衣の場合と同様に、かの儋耳珠崖の俗を記るせし記事によりて、直に陳壽或は魚豢が魏志或は魏略のこの記事を作つたものではなく、儋耳朱崖と同様の習俗産物兵器あることを認めながら、隨つて多少その記事の影響を受けながらも、やはり當時の倭人に關

する史料に基いて、是等の記事を作つたものであらうと推考せられるのであり、文身横幅衣貫頭衣に關する事實が、當時の倭人の習俗中に認めらるゝと同様に、その産物兵器に關する記事も、亦單に漢書地理志の記事によりて作成したのではなく、また多少事實の認むべきあるやに考へられるのである。

されば、予はその主旨に於て菅氏那珂氏の所説に賛同するものであるが、たゞその事實を證明するが爲めに、菅氏が主として神代記に據られ、那珂氏が單に獨斷的の結論をのみ述べて、その論據を示されないことは、その研究上不備の感なきを得ないのである。然るに今日考古學發達の結果として、曩にも述べた通りに、たとへば筑後國八女郡長峰村大字岩崎字小坂から彌生式土器と共に、焼粃が出土して居り

(考古學雜誌第十卷第十一號所載中山博士論文「土器有無未詳なる石器時代遺跡」參照)、筑前國筑紫郡那珂村竹下からも亦彌生式の破片と共に、焼米を出してゐるさうであり(同誌第十四卷第一號所載中山博士論文「焼米を出せる豎址」參照。但後の場合には必然的に彌生式と同時代の遺物としては認め難しとのことである)、また大和國高市郡眞菅村中曾司發見の彌生式土器の底部に稻粃の壓痕四個、藁莖の痕二條、稻葉の痕一條を有するを認めたとのことも報ぜられて居り(同誌第十六編第十二號所載樋口清之氏報「大和雜報」參照)、奈良縣新澤村大字一の石器時代遺跡地(彌生式土器出土)からも粃殻の堆積が發掘されたさうであり(奈良史蹟名勝天然紀念物調査會第十回報告所載吉田宇太郎氏報告參照)、陸前國宮城郡多賀城村大代、楸形圍貝塚採集の土器底面にも稻實の壓痕四個を有するものが發見されたさうで、

その土器は所謂彌生式土器には加へ難き石器時代土器なるも、著しく彌生式土器の手法を加味せるものであり、東北地方に於ける石器時代遺跡中、寧ろ其末期に近きものとのことである（人類學雜誌第四十卷第五號所載山内清男氏論文「石器時代にも稻あり」參照）。なほ小田島祿朗氏の報ぜらるゝ所では、陸中岩手郡一方井村大字一方井字今松の堅穴より得た土師器底面にも、稻の莖葉及び粃の壓痕あるものがあつたとのことである（同上山内清之氏論文に據る）。以上は主として大山柏氏の示教によりて知り得たところであるが、是れだけの事實から見ても、我が民族が稻米を食用としたことは、既に石器時代からのことであらうと思はれるので、もはや原史時代と認めらるゝ三國魏の當時に於て、既に農耕が行はれ禾稻を種えてゐたことは、疑ふべからざるところである。

また「蠶桑緝績、出_レ細紵縑緜」といふことも、卑彌呼及び壹與の魏帝に對する貢物として、「班布」だの「倭錦絳青縑緜帛布」だの、「異文雜錦」などいふ、諸種の織物類が存するのであるから、當時既に倭人の間に是等の産業が行はれてゐたことは、疑ひなきところであらう。たゞ紵麻についてはその存在を確證すべき史料を有しないが、既に蠶桑緝績のことが行はれてゐたとすれば、紵麻を植えて細紵を出すことも、もとよりあり得べきことであらうと考へる。また「緜」を眞綿とする那珂博士の見解は、支那に於ける「緜」の用例より見て正當であると思はれるし、絳青縑の「絳」は説文にも大赤也とあるやうに濃厚な赤色を意味し、「縑」は説文には「并絲縑也」とあり、釋名には「縑兼也、其絲細緻、數兼於布絹也、

細緻染縑爲五色、細且緻、不漏水也」と見えてゐる。「帛」も説文には「繪也」とあり、錦、縑、帛共に絹織物の種類で、蠶桑緝績の結果なることは明白なるところであり、魏帝よりの賜物の中に、「絳地交龍錦五匹」だの、「蒨絳五十匹」だの見えてゐることからしても、その支那文化の影響の結果として産出せられしものなることは、もとより疑ふべからざるところである。たゞ班布とあるものが、如何なる性質の織物であつたかは、全く不明であるが、その原料が何であつたとしても、倭人の産物を列挙した、それ等の記事を否定すべき理由たるものでないことは、明白なるところである。

つぎに、「其地無牛馬虎豹羊鵠」とある記事についても、菅政友氏は「此モ亦漢書ノ亡馬與虎ト儋耳朱厓ノ事ヲイヘルニモトツケリ。サレド神代卷一書ニ（聞葦原中國有保食神云々、唯有其神之項化爲牛馬）、古語拾遺ニ（昔在神代、大地主神營田之日、以牛食田人）ナト見エテ、皇國ニハ大古ヨリ牛馬ノ産出シ事ハイフ迄モナキヲ、儋耳朱厓ニ近キ國ト思ヒシヨリ、カ、ル誣説ヲナシタルナリ」と否認せられ、虎豹羊の三獸は「何レモ皇國ノ産ニハアラズ」となし、鵠については「是モモト皇國ニハ産セザリシナリ。播磨風土記ニ（讃容郡船引山、此山住鵠、一云韓國鳥、栖枯木之穴、春時見、夏不見）トアリ。本草綱目啓蒙ニ鵠、朝鮮ガラス、高麗ガラス筑前、筑後、トウガラス肥前、肥後ガラス薩州此鳥東國ニ來ラズ、筑前後肥前後ニ多シ（中略）。韓國ヨリ渡リ來レルモノナルベシ」と論じて居られるのであり、那珂博士も「漢書ノ亡馬與虎ノ文ニ因リテ、筆ノ序ニ牛豹羊鵠ヲ加ヘタルナリ。虎豹羊ナキハサル事ナガラ、牛馬ノ

有リシ事ハ古書ニ明文アリ」となし、鵠についても同じく播磨風土記及び本草綱目啓蒙の記事を掲げ、「本ハ韓國ヨリ渡リ來リシ鳥ニテ、上代ニハ無カリシナラン」と斷じ、「但鵠ノ有無ハ風土ヲ記スニ切要ナル事トモ見エザルニ、後漢書ハ此ノ文ニ因リテ記シタルニ、章懷註ニ鵠或作鷄トアレバコノ鵠字モ鷄ヲ誤レルニハ非ズヤ。若鷄ナラバ、鷄ハ牛馬ト同ジク、皇國ニ上代ヨリ有リシ者ナレバ、魏志ノ文ハ妄ナリ」と論じて居られるのである。また喜田博士は「虎豹及び羊なしといふは可なれど、牛馬と鵠となしといふに至りては疑あり。馬を邦語ウマといふは字音マにして邦人之を口にするに當り、自から發語の「ウ」の添はりたるものなるべく、随つて比較的後の世に傳來せし家畜なりと解するも可なるに似たれど我が神話に馬の事多きのみならず、馬飼の事は既に履仲紀にあり、肥前風土記には值嘉島の漁民騎射を善くし、渡島の蝦夷間には養老二年に馬千疋を貢する程にも、牧畜盛なりしより見れば、必ずしも應神天皇朝に百濟より良馬を貢したるを以て、我が邦に馬あるの始めともなし難きに似たり。況や名古屋市高倉貝塚には馬齒の往々發見せらるゝあるをや」と論じ「外人が觀察を誤り、傳聞を間違へ、地誌に誤謬を傳ふる珍らしからず、遂に後代なる宋史にすら、我が邦に水牛驢羊あり、犀象多しとさへ記する程なれば、一二の誤解深く顧慮するに及ばざるべきか」と斷じ、「漢書の僮耳珠崖の俗を記せし文に囚はれて、右の如き誤解をなせしものか」となして居らるゝのであり、牛と鵠とについては、何等言及されないのであるが、その大體の論旨は菅氏那珂氏の所説に一致されたものである。

之れに對して白鳥博士は「國語の U-ma は漢語の ma より出でし語で、國語の U-shi は朝鮮語の (ム)より轉化せし語と認められるので、本來我が國には牛馬は居なかつたものであり、馬は支那人より牛は朝鮮人より輸入せしものと考へられるのであるから、魏志に牛馬なしとあるのも、必ずしも誤謬とのみは云へまい」といふ高説のやうに解してゐるのであるが、もし果して然りとすれば博士の高見も亦一理あるものとして認めなければならぬのである。

されど、主に記紀風土記等の記録に依頼して、我が國太古の事實を論ずることの危険なるは、既に屢々縷述した通りであるから、この場合に於ても亦菅氏那珂氏喜田氏等所説の論旨には直に賛同することが出来ないのであるが、たゞ喜田博士が名古屋市高倉貝塚にて、馬齒の發見せられた事實を挙げられたのは、他の所説とはその趣を異にして居り、確かに注目し値することゝ信ずるのである。況んや馬齒馬骨の發見せられたのは、單に名古屋市熱田の高倉貝塚の場合(考古界第七編第二號及び人類學會雜誌第二十三卷第二六六號鍵谷徳三郎氏報、彌生式土器伴出)ばかりでなく、河内國國府遺跡地第一回發掘の際に採集せる獸骨の中に、理學士宍戸一郎氏の檢索によると馬(?)の脛骨下端一、橈骨下端一、掌骨破片一、及び臼齒一個があつたと報ぜられるのであり(京都帝國大學文學部考古學研究報告第二冊參照)、また肥後國轟貝塚(所謂貝塚式土器伴出)からも、馬の臼齒三個が發見されたことは、長谷部博士の報ぜられるところであり(人類學雜誌第四十卷第四號所載同博士論文「石器時代の馬に關して」參照)、薩摩

國出水貝塚（所謂貝塚式土器伴出）からも亦馬の臼齒二、門齒六、及び橈骨一個を得たことは同じく長谷部博士の報ぜられたところである（京都帝國大學文學部考古學研究報告第六冊參照）。なほ岩手縣氣仙郡舞良貝塚からも、龜岡式繩紋土器と共に馬齒を出したことは、その發見者である大山柏氏が自ら確言せらるゝところであり、また越中氷見郡宇波村大境洞窟なる六層の遺物包含層の中で、最底の厚手式繩紋土器と共に馬骨を發見せしことは、その發見者柴田常惠氏が自ら確言せらるゝところである。してみると我が國に於ける馬の存在も、亦頗る古き時代に溯り得べきことを、認めない譯には行かないのである。

されば、たとひ國語の *Uma* なる語が漢語の *馬* より出でし語で、本來支那人より輸入せしことの事實を示すものであるとしても、その事實は少くとも我が貝塚時代に起りしことであり、魏志倭人傳に記るされたる、銅器は勿論、鐵器をも使用したと思はるゝ時代などよりは、遙かに古い時代の出來事として認めなければならぬのであり、隨つて魏志に馬なしとなす記事は、到底信ずべからざることとなる譯である。たゞ牛に至つては未だその遺骨遺齒等の貝塚その他の石器時代遺跡より發見せられたことを聞かないので、或は馬よりも後に朝鮮方面より輸入せられたものではないかとの疑念も生ずるのであるが、而も當時確かに存在したと思はれる馬を以て、無しと記るし居るとすれば、牛についても亦同様の場合が考へられないこともない譯である。

要するに、牛はその存否不明とするも、馬は既に古くより存在せしことは、考古學上疑ひなしとすれば、魏志にその存在を否定せる所以のものは、怒らくは當時魏の使節がその存在を氣附かなかつたほど稀であり、或は實用上に使用せらるゝことが少なかつた爲めに、會々魏人の注意に上らなかつたのではあるまいかと考へられるのである。殊に考古學上最も注目すべきことは所謂先史時代の遺跡地より發見せらるゝ動物形の土偶は、猪、熊、猿、犬等の種類であり、牛馬の形を模せるものは、全然發見せらるゝところがないと共に、また同じく先史時代の遺物と思はれる銅鐸面に現はれたる繪畫にしても、その動物形を畫けるものを見るに、鹿、猪、犬、水鳥、蛙、龜、魚、蜻蛉、螻蛄、蜘蛛、井守等の類に及んでゐるのであるが、而も全然牛馬の繪畫を見ないといふ著しい事實が認めらるゝに對し、所謂原史時代に入ると、埴輪土偶にも馬を象れるもの頗る多く、また筑後肥後及び伯耆などにて發見せらるゝものに石馬があり、或は肥後國長岩横穴外壁や、筑後國草野夫婦木古墳壁面などにも、人馬を畫けるものがあり、美作國平福發掘の陶棺にも人馬の圖が薄肉象に現はされて居り、隱岐國西郷町飯の山横穴、肥後國大村城ヶ下横穴、肥後八幡村古墳壁面にも、亦馬を畫いてゐるといふ事實である（高橋博士著「日本原始繪畫」參照）。もとより土偶や銅鐸面に見えない動物だからといつて、必ずしもその動物がその時代には存在しなかつたとは斷ぜられないのである。何ぜなれば、かの土偶には熊猿の象を見るのであるけれども、銅鐸面の繪畫には之れを見ないのであり、之れに反して銅鐸面には水鳥、蛙、魚、龜等の繪畫を見

るのであるけれども、土偶には全くその象を見ないのであるが、而も銅鐸製作の時代に熊猿を知らず、土偶製造の時代に水鳥蛙魚等の諸動物を知らなかつたとは、到底考ふべからざることであり、随つてこの兩者にその形象を現はさざる動物にして、なほ當時存在し得べき可能性を有するものも、亦存し得べきことと考へられるからである。たゞ原史時代に入りて、馬を象り或は畫けるもの、特に著しき事實が認めらるゝに對して、先史時代の遺物中全く之れを象れるものなき事實は、そこに何等かの暗示を與ふるものとして認むべきではあるまいか。殊に原史時代に入りても、なほ全く牛を畫ける遺物を見ないことは、特に注意すべき事實であらうと考へる。

元來、牛馬は大陸の産で、我が日本の地には他より輸入されたものであるべきことは、その動物系統論の方からも、またその名稱の言語學的研究の上からも、疑ふべからざるところであらうとは思はれるが、さてそれが何時の頃始めて傳來したかといふ問題に至つては、正確な記録上の援助なき太古のことであるから、到底明確に之れを斷定する譯には行かないのである。ただ以上述ぶるところによりて、馬が先史時代にも既に存在せしことは疑ひないであらうが、實用上どれだけ利用せられてゐたか疑問であり、原史時代に入りて始めて大に利用せらるゝに至つたものではあるまいかとの、推考をなし得るに過ぎないのである。たゞ魏志倭人傳によると「其死有棺無槨封土作冢」とあり、また「卑彌呼以死、大作家、徑百餘步」と見えてゐるのであるから、當時既に古墳時代即ち原史時代に屬せしことは疑ひなきこと

ころであり、随つてその特に「無馬」と記るせし魏志の記事が誤謬なるべきことは疑はれないのであるが、而もその「封土作家」といふ慣習は本來支那の慣習に影響せられし結果生ぜしことと察せられるのであり、かの埴輪土偶に馬を象れるもの多く、また各地に石馬の類が発見せられ、各地の古墳壁面や陶棺などにも、人馬を畫けるものがあるといふ曩に掲げた實例も、亦何れも支那の墓前に石人石馬等を立てるとか、古墳壁面や棺などに繪畫を畫き或は刻するとかいふ、古來の慣習に影響せられたものであるらしいので、原史時代に入りて特にかくの如く馬に關する遺物多き所以は、單に原史時代に入りて始めて馬が大に利用せらるゝこととなつた事實を示すものとしてのみ解すべきではなく、同時に塚墳と馬との關係による支那の慣習の影響も、亦與つて力あるものにあらざるかを思はしめるものがあるのである。

されば、牛の場合も單に先史時代はもとより原史時代に入りても、埴輪土偶や、古墳壁面や、陶棺その他の繪畫等にも全くその象を見ないといふ事實があるからといつて、直に之れに基いて、その當時に於ける牛の存否を決することは、頗る困難なる事情にあるのであるが、馬があれほど利用されてゐる原史時代に入りても、なほ牛が全然存在しなかつたと考ふることは、家畜としての起源の馬よりも遙かに古い事實から考へても、甚だ困難なることかと推考せらるゝのである。殊に山陵の制がなほ行はれて居り、随つて埴輪土偶の使用なども、なほ行はれてゐたことと思はれる天武天皇の御宇に、馬と共に牛が飼養されてゐたことは、日本書紀天武紀四年四月の條に「莫食牛馬犬猿雞之完以外不在禁制、若有犯者」

罪之とあるによりて明白であるが、而も埴輪土偶の中に牛を象りしものは、遂に全く發見せられない事實について考ふる時は、牛と塚墳との關係が支那に於てもその例を見ざると同様に、塚墳關係の土偶繪畫に牛の象が見えないといふ事實は、必ずしも當時に於ける牛の存在を否定する理由とはならないかと考へられるのである。

けれども、石器時代の遺跡地に於て馬骨馬齒が發見せられるに對して、牛骨牛齒の發見を見ないといふ事實は、當時に於ける牛の存在を疑はしむるだけの理由としては、十分に認められ得るのである。數年前千葉縣興津の洞窟に於て土器類や人骨など、共に、牛骨牛齒の發見せられたことは、當時大に考古學界の注目を引いたのであるが、而も全然石器類の邊物が發見せられないことは、その洞窟が石器時代の遺跡として認めらるべきものなるや疑はしく、土器の種類も亦石器時代の遺物としては疑はしき點が認められるので、恐らく比較的後世の遺跡なるべく、之によりて石器時代に於て牛の存在せしことを證する譯には行かないのである。この洞窟については、人類學雜誌第四十卷第三號に山崎博士の報告が見えてゐるのであるけれども、牛骨についての記事は存しない。こゝでは松村瞭氏、柴田常惠氏、大山柏氏等の談に據るのである。以上牛馬に關する考古學上の事實については、大山柏氏甲野勇氏柴田常惠氏松村瞭氏等の示教に負ふところが少くないのであるから、こゝに諸氏の好意を感謝する。

なほ「鵠」に至つては、那珂博士がいはれた通りに、やはり後漢書の章懷太子注に「鵠或作雞」とあ

るによりて、鵠は雞の誤りとして見る方が正しいのではないかと思はれるのであるが、而もその神代の卷以來、記紀の記るすところであるといふことが、その太古以來の存在を證明するものでないことは他の場合に於けると同様である。もと／＼雞の原産地は東南亞細亞の地方かと思はれるので、之れも同じく外來のものには相違ないかと考へられるのであるが、たゞその傳來の時代に至つては、もとより不明であり、三國魏の當時に於ける存否も、亦容易に決することは出來なからうと考へる。尤も遺物上からは先史時代にその存在せし確證の殘存しないことは、「牛」の場合と同様であるが、原史時代に於て既にその輸入の行はれてゐたことは、「牛、馬」の場合と同様であらうと考へる。現に本年柴田常惠氏等によりて發掘された、上野國群馬郡保渡田村八幡塚の埴輪樹物の中にも、雞が發見されたことが報ぜられてゐるのである（上毛及上毛人第四百四十六號）。而して牛馬及び雞の三者は何れもまづ九州を通過して、我が國に輸入せらるべき性質のものたることは、特に注意すべき要ありと認められるのである。

それから、數行を隔て、更にその動物について、「有獼猿黑雉」と記るされてゐるのであるが、那珂博士は「獼ハ獼猴ニシテ皇國ノさるナリ。狩谷氏云、按説文、无獼字、樂記釋文、獼本作彌、則知古作獼猴、或作沐猴、見史記、或作母猴、見説文、皆一聲之轉（下略）猿ハ和名抄ニ猿字亦作猿、和名佐流トアレドモ、箋注ニ爾雅以下ノ諸書ヲ引キテ、是猿可訓手長猿、皇國不產ト云ヘリ。黑雉ハ爾雅釋鳥ニ秩秩海雉、郭注ニ如雉而黑、在海中山上、正義ニ此雉之色黒者、因其所在以名之トアレドモ、皇國ニ此ノ鳥アルコトヲ聞

カザレバ、黒字ハ鳥又ハ熊ナドノ誤寫ナルベシ。サルニテモ、皇國ニ古ヨリシテ鳥獸ノ種類モ多キコトナルニ、此等ノ二三種ノミヲ舉ゲタルハ委シトハ云ヒ難シ」と論じて居られるのであり、喜田博士は「出眞珠青玉」より「有獼猿黒雉」までを一括して、「是等は九州地方の天産物を列舉せるものなり」となし、簡単に片附けて居られるのである。

けれども、眞珠や青玉などが單に九州地方の産とのみはいへないやうに、獼猿黒雉なども亦必ずしも九州地方の産なりとのみ斷ずる譯には行かないのである。また喜田博士は獼猿と黒雉とをば二物として見られるやうであるが、那珂博士は獼と猿と黒雉との三者として認めて居られるのである。もとよりその文字について細かく穿鑿すれば、獼と猿とは多少の差違があり、猿は猿と同一者で、史記李廣傳に「廣爲人長猿臂、其善射亦天性」とあり、如渚の注に「臂如猿臂通肩也」と見えて居り、格致鏡原所引春秋繁露には「猿似猴大、黑色長前臂」とあり、玉篇には「似獼猴而大、能嘯」とあり、宋の陸佃撰埤雅釋獸には「猿猴屬、長臂而善嘯」とあり、辭源にも猿の條に「同猿形狀類人、能坐能立、四肢皆如手、各有五指、前肢長於後肢、無尾、性慧、善模倣、溫和相愛、有獼猴長尾猴等數種」と見えて居り、和名抄箋注に述ぶるやうに手長猿を意味するものであり、獼の方は辭源「獼」の條には「見獼猴條」とあり「獼猴」の條には「猴屬、又名沐猴、亦稱獼猴、面赤色、有頰、毛灰褐色、臀疣裸出、尾短、性善怒、産川廣山中、畜之可馴」と見えてゐるのであり、この方が我が國の「サル」に類するものであることは、那珂博士の云はれた通

りである。けれどもこの場合獼猿と併記せしは、必ずしもこの二者の種類を嚴密に意味し區別して、その二種の存在を意味したのではなく、ただ獼猿猴などの猴屬を概言して、獼猿と記せしものとも考へられ得るのであり、もしその意味を正しいものとすれば、その種類のもは當時と雖も恐らく我が國の山中に棲息せしもので、その範圍はもとより九州地方と限らるべきではあるまいと考へる。

つぎに、黒雉について、那珂博士は「皇國ニ此ノ鳥アルコトヲ聞カザレバ、黒字ハ鳥又ハ熊ナドノ誤寫ナルベシ」といはれたのであるけれども、司馬晉の崔豹撰古今注卷上輿服第一に「周公治致太平、越裳氏重譯來貢、白雉一、黒雉二、象牙一」と見えて居り、支那人の間では白雉と共に黒雉なる種類の存在を認めてゐるのであるから、この場合に於ても、やはり黒は雉の種を示す爲めに使用した語なることは疑ひないのである。ただかくの如き種類の雉が果して我が國に存在したかどうかは、別問題であり、恐らく編者は倭國を以て南方に位置する國で「計其道里當在會稽東冶之東」といひ「所有無與儋耳朱崖同」といふ觀念に囚はれてゐるのであるから、たとへば古今注の外にも、抱朴子に「白雉有種、南越尤多」とあり、また禽經に「玄曰海雉」とあり、張華注に「羽色純黒、亦善闘、生海中山島上」とあるやうに、白雉黒雉は南越の方面、即ち南方越裳氏の地に産するものと思はれて居り、特に黒雉は海中山島上に生ずるものと考へられてゐたらしいので、南の方南越の方面に近くして、海中の山島である倭人の地に、黒雉ありとして記せることも、亦自然ではあるまいか。たゞ實際上今日に於ても我が國內に白雉黒雉と

いふが如き種類の鳥が存在する事實は、我等の全く聞かざるところであることは、那珂博士のいはれる通りであり、また諸種の動物中で、何故にたゞ之れだけの特記せるかも、解し難いことである。恐らく南方の國といふ思想が、その因をなせしものであらうと推せられる。

一九

それから、「眞珠青玉」であるが、倭人の地が當時眞珠の産地であつたことは、正始八年の壹與の貢獻物中に、「白珠五千孔」とあるによりても、察せられるところであり、後世の事實より見ても、首肯せらるべきことである。たゞその貢物の「白珠五千孔」とあるにより、その數量が餘りに大なるが爲めに、この場合の白珠は果して眞珠を意味するものなるやを、疑はしむるものがあるのであるが、太平御覽卷第八百二所引の魏志倭人傳の文句には、

倭國女王壹與遣大夫率善等獻眞白珠五十孔青大勾珠二枚也、
とあり、淵鑑類函にも

魏志曰倭國王壹與遣大夫率善等貢白珠五十孔青大勾珠一枚、
とあり、何れも「五千」ではなく「五十」となつてゐるのであるから、或は原との文では「五十」となつてゐたものではないかとも疑はれるのである。けれどもその太平御覽に「眞白珠」とあるのは、魏志

本文には「貢白珠」とあり、淵鑑類函に「一枚」とあるのは、恐らく「二枚」の誤記であらうとも推せられるのであり、もとく類書の引用文には誤謬も多いことであるから、これ等の實例だけでは、確かに「五千」は「五十」の誤記だとも斷言は出來ないのである。

蓋し白珠に關する支那の記録を見るに、たとへば史記卷五十五留侯世家に、

漢元年正月、沛公爲漢王、王巴蜀、漢王賜良金百鎰、珠二斗、良具以獻項伯、
とあり、漢書卷四十張良傳には、

漢元年、沛公爲漢王、王巴蜀、賜良金百鎰、珠二斗、良具以獻項伯、
とあり、二三の文字を略し、また「鎰」を「溢」となせるなど、文字の相違は認められるが、「珠」については史記漢書共に「二斗」とあるのであるが、太平御覽所引の史記本文には、

漢王賜張良金百鎰、白珠二升、良具以獻項伯、

と見えて居り、即ち「白珠二升」となつてゐる。また蜀志卷十五宗預傳には、

預復東聘吳、孫權捉預手、涕泣而別曰、君每銜命、結二國之好、今君年長孤、
亦衰老、恐不復相見、遺預大珠一斛、

とあり、太平御覽所引の蜀志本文も、多少の節略はあるが、やはり「大珠一斛」となつてゐる。また太平御覽所引の司馬彪續漢書には、

扶風人士孫奮、居富而性悛、梁冀認奮母爲其守藏婢、云盜白珠十斛也。とあり、後漢書卷六十四梁冀傳には

扶風人士孫奮、居富而性吝、冀因以馬乘遺之、從貸錢五十萬、奮以三十萬與之、冀大怒、乃告郡縣、認奮母爲其守藏婢、云盜白珠十斛、紫金千斤、以叛遂收考、

と見えてゐる。なほ同じく太平御覽所引盧縑四王起事には

張方劫帝、西遷、國家有寶物、詔石將軍載之、於是放軍人八千餘人、三日輦之、尙不缺角、真珠百餘斛、

とか、

惠帝遷長安時、洛陽御府有大珠璫百餘斛、

とか見えてゐるのである。晉書惠帝紀建武元年冬十一月の條に、

方請帝謁廟、因劫帝幸長安、中略、帝令方具車載宮人寶物、軍人因妻略、後宮分爭府藏、魏晉已來之積、掃地無遺矣、

と見えてゐる時の事件を意味するものであらう。説文によると斗については「十升也」とあり、斛については「十斗也」とあり、漢書律歷志には「斗者聚升之量也」とあり、儀禮聘禮には「十斗曰斛」と見

えてゐる。伊藤長胤輯制度通卷十には「漢ノ時斗斛ノツモリ、何ホドト云フコトハ詳ニシリガタシ。大抵度量衡トモニ後世ハ古ヘヨリ次第ニ加ハレドモ、トリワケ斗斛ノツモリ、古ヘハ甚カロシ。漢ノ時ノ一升ト云モノハ、今日日本ノ一合ホドトキコユ。大略十分一ニ準ズベシ。漢書食貨志ニ云、食人月一石半、五人終歳爲粟九十石云々ト。コレハソノカミ一夫五口ノ家治田百畝、粟百五十石ヲ作り出シテ、十ガ一ヲ年貢ニ出シ、家内五人ノ扶持ヲ如此ツモリタルモノナリ。シカレバ一月ニ一人シテ一石半ヲ食スレバ、一日ニ五升ノツモリナリ。今ノ制一人一日ニ五合ヲ食フ。凡テ器物ノ大小布帛ノ長短ハ古今ノ間甚異同アルヘシ。人ノ口食ハ古ト今トアマリ相異ハアルマジキナリ。今ノ人少壯オシナラシテ、一日五合ヲ食ス漢ノ時ニハ五升ヲ食ス。シカレバ漢ノ升ハ今ノ十分一トシルベシ」云々と論じてゐるのであり、この制は恐らく三國司馬晉の頃までも行はれてゐたらしう思はれる。だから史記漢書三國志等に「斗」とあるは今の「升」に相當し、「斛」とあるのが「斗」に當るものであらうが、それにしても「十斛」は今の「一石」に當り「百斛」は今の「十石」に相當する譯であらうから、たとひ支那一流の誇張があるとして、更にその半分或は十分の一として之れを觀るも、何斗何石といふ珠の數量は非常のもので、恐らく何萬何十萬といふ數に上るものであらうと推せられる。されば倭女王壹與貢獻の白珠が五千であつたとしても、魏晉已來蓄積せる眞珠が「百餘斛」にも上つてゐたとすれば、必ずしも不當な數量とも思へないのである。續文獻通考に「明嘉靖中、廣東進珍珠三千二百餘顆」とあるのも參考すべきであらう。

元來、支那で「珠」といふのは、たとへば説文に「珠蚌之陰精也」とあり、大戴禮記に「玉居山而木能潤、淵生珠而岸不枯」とあり、白虎通に「德至淵泉、卽江出大貝、海出明珠」などとあるやうに、本來普通には「玉」は山に産し、「珠」は江海に産するものを意味する語であることは、改めて論ずるまでもないのであるが、而もその所謂珠なるものには、また種々の種類があり、凡べて貝類の殻内或はその組織中に成生せる珠球は、一般に眞珠の名を以て呼ばるゝのであるけれども、中にはアコヤガイ（阿古屋貝）の中に産するものが、最上品として知られてゐるのであり、普通には特に之れを「眞珠」といふのである。されどその他にクロテフガイ（黒蝶貝）、アワビ、マベガイ、アサリ、ハマグリ、ハイガイ、カキ、シヤコガイなどにも産し、淡水産の「カラスガイ」料の種類中にも生ずるのである。その中「クロテフガイ」の眞珠は阿古屋貝の眞珠に亞ぐものと稱せられ、「アワビ」の中に生ずるものは、光澤美麗なるも貝殻内面の色と同じく、紫紅色の彩色を放つので上品でなく、「マベガイ」の眞珠は形の偉大なるものあるを以て貴重せられ、時には乳白色のものあれど、少しく黒紫色を帯ぶるのが普通であり、重量五厘以下の小粒のものは、光澤形狀共に佳なるも、大形のもの多くは不正形にて光澤も整はざるのが常である。「アサリ」「ハマグリ」「ハイカイ」「カキ」等の眞珠は、その色乳白色にして光澤なく、裝飾用としては不適當であり、「シヤコガイ」の眞珠も白色なるが寧ろ珍奇として賞せられる（宮崎賢一氏に據る）。淡水産の「カラスガイ」料の貝類中に産するものは、往々逸品を出すさうであるが、阿古屋貝の眞

珠に比すれば、概して光澤劣り、かつ球形ではなく、多少壓潰されたやうな扁平なる圓形をなしてゐる（宮崎、大山、杉山諸氏に據る）。大山柏氏杉山壽榮男氏によれば、この種の貝類は今日でも霞ヶ浦箱根など關東地方の沼湖河川にて發見せられるさうであり、東京市内にても牛込見附附近の外濠などでも見出されるさうであるが、宮崎氏によると眞珠貝（即ち阿古屋貝）による最良の眞珠は長崎縣の大村灣、三重縣の英虞灣、五箇所灣等にて多く産するのであり、その他は石川縣の七尾灣だの、鹿兒島、沖繩、高知、兵庫、廣島等の諸縣にて産するさうである。

ところで、かの説文に「珠蚌之陰精也」とあり、史記に「明月之珠藏於蚌中蛟龍伏之」とあり（淵鑑類函所引）、後漢書に「珠蚌中陰精也」とある（太平御覽所引）蚌は、如何なる種類の貝であらうか。説文には「蚌蜃屬」とあり、また「蜃雉入海化爲蜃」とあり、爾雅釋魚には「蚌含珠」とあり、本草には「生江漢渠瀆間殼堪爲粉」とあり、辭源には「蚌軟體動物殼兩片爲長橢圓形色紫黑大者八九寸（中略）能掘土產於淡水内面平滑有眞珠層能產眞珠（中略）殼之佳者碾薄可嵌於窗櫺俗稱明瓦又研之爲粉名蚌粉可以入藥」と見えてゐる。してみると和漢三才圖會に「蚌」をば「ナガタカイ」又「ドブカイ」と訓し

本綱蚌與蛤同類而異形長者通曰蚌圓者通曰蛤（中略）其類甚繁江湖渠瀆中有之（中略）老蚌含珠其殼爲粉成錠市之謂之蚌粉以飾墻壁闔墓壙

如○今○用○石○灰○也○。蚌○粉○治○疽○止○痢○竝○嘔○逆○塗○癰○腫○五○雜○俎○云○。吳○陳○湖○傍○有○巨○潭○中○產○老○蚌○云○々○。戰○國○策○云○。川○蚌○出○曝○鵝○喙○其○肉○云○々○。按○蚌○并○貝○之○大○者○。江○州○鬻○湖○多○有○之○。號○奈○加○太○貝○者○。菜○刀○之○下○略○乎○。外○色○黑○。內○白○。而○有○微○光○。長○六○七○寸○。濶○二○寸○許○而○扁○。其○殼○盛○醋○燒○之○九○次○。細○抹○和○醋○塗○瘡○癩○能○消○散○也○。本○艸○所○謂○真○珠○。乃○蚌○珠○也○。本○朝○不○用○蚌○珠○。蓋○蚌○亦○雖○不○少○。而○不○如○蠃○螿○淺○利○之○多○。故○取○蚌○珠○者○希○矣○。

と述ぶるもの、また略「蚌」の種類性質の如何なるものなるやを示すものである。要するに支那でいふ本来の「蚌」は、淡水産カラスカイ科の貝類に屬するもので、我が國の所謂阿古屋貝即ち眞珠貝と異なるものなるべきことは疑ひなきところである。辭源には「珠母」なる項に、

蚌屬殼似四角形、其頂偏於一方、外面粗縷、作暗褐色、微帶蒼黑、內面眞珠層、最厚、產珠甚美、世多飼之、以種珠、亦名眞珠貝、我國種珠、則多用蚌

とあるので、その所謂「珠母」は即ち我が國の阿古屋貝を意味するものなることは明かであるが、たゞ「珠母」なる語が古來常にその意味に用ひられたかどうかは疑問であり、たとへば淵鑑類函及び太平御覽所引徐衷の「南方草木狀」に、

凡採珠常三月、用五牲祈禱、若祠祭有失、則風擾海水、或有大魚、在蚌左右、

(中略)珠母肉正白、人民以薑壅食之、

とある場合の「珠母」は「蚌」の肉を意味するのであり、この場合の「蚌」が眞珠貝を意味するものであれば、「珠母」はその内の肉を意味するものとなつてゐる。なほこのことは淵鑑類函所引者舊傳に

孟嘗還珠之池、皆生老蚌、剖而取珠、池在海上、其底與海通、又池水至深、無可測也、取小蚌肉、貫之簞、曝乾、謂之珠母、容桂人率如脯燒之、以薦酒、內有細珠、如梁粟、乃知池之蚌、隨其大小、悉胎中有珠矣、

と見えてゐるのによりても明かに知られるのである。

けれども、支那にて「珠」と稱するものは、必ずしも江海より産する蚌珠即ち眞珠の諸類を意味するものとは限らないのである。たとへば爾雅釋地第九八陵に

西方之美者、有霍山之多珠玉焉

とあり、郭璞注に

霍山今在平陽永安縣東北、珠如今雜珠而精好、

と見え、山海經海外南經第六に

三珠樹、在厭火北、生赤水上、其爲樹如栢葉、皆爲珠

とあり、常璩の華陽國志に

廣陽縣山出青珠、永昌郡博南縣有光珠、穴出光珠、珠有黃珠、白珠、青珠、碧珠
とあり、南越志に

端溪俚人岑班入山遇一寶珠、徑五寸、取還、夜光明照燭、俚人甚懼、以火燒
之、雖損猶照一室

とあり、管子卷第二十二國蓄第七十三に

玉起於禺氏、金起於汝漢、珠起於赤野

とあり、同卷第二十三地數第七十七にも

夫玉起於牛氏邊山、金起於汝漢之右、滄珠起於赤野、末光

と見えて居り、淵鑑類函所引潛確類書には

龍珠在頷、鮫珠在皮、蛇珠在口、鱉珠在足、魚珠在眼、蚌珠在腹、然惟蚌珠爲
多、餘則偶有之耳、又蜘蛛亦有孕珠者

と見えてゐる。その他類例枚舉に違ないのである。是等の記事によれば「珠」なる語はまた必ずしも江
海沼澤に於て貝類の殻内或はその組織中に成生する珠球即ち所謂眞珠をのみ意味する語とは限らないの
であり、たとひ山野に産するもので、従つてその性質は全く眞珠と異なるものでも、凡べてその形が球
状をなして眞珠に類するものは、皆之れを「珠」なる語によりて呼びしことが知られるのである。だか

ら王充の論衡卷第十一説日篇にも

海外西南有珠樹焉、察之是珠、然非魚中之珠也、夫十日之日猶珠樹之珠也、珠樹似珠非眞珠

とあり、また

隨侯以藥作珠、精耀如眞

とも見えて居り、また搜神記卷二十には

隨侯出行、見大蛇被傷中斷、疑其靈異、使人以藥封之、(中略)歲餘、蛇銜明珠、以報之、珠盈徑寸、純白而夜有光、明如月之照、可以燭室、故謂之隨侯珠、亦曰靈蛇珠、又曰明月珠

ともあり、戰國策には

有人探隨侯之珠、露野無弓弩之衛、必危

との語句もあり、呂氏春秋にも

以隨侯之珠、彈千仞之雀、世必笑之、是何也、所用重、所要輕、

との語句が見えるのである。その他太平御覽所引韻集には

琉璃火齊珠也

とあり、同所引司馬彪の續漢書にも

天竺國一名身毒出琉璃珠璣

とあるのであり、念珠、珠數などの名稱も常に使用されるところである。

然るに廣雅に

琥魄珠也。生地中。其上及旁不生草。淺者五尺。深者八九尺。大如斛。削去皮。

成琥魄。初時如桃膠。凝堅。乃成。其方。人以爲枕。出博南縣。

とあり、博物志にも

松脂淪入地中。千年。化爲茯苓。千年。化爲琥魄。琥魄一名江珠。

とあり、また廣雅に

琉璃珠也。

とあり、同じく廣雅に

珊瑚珠也。

とあり、書經禹貢に

雍州厥貢。惟球琳琅玕。

とあり、蔡注に

支那の史料に現はれたる我が上代（橋本）

球琳美玉也。琅玕石之似珠者。爾雅曰西北之美者有昆侖虛之球琳琅玕。今南海有青琅玕。珊瑚屬也。

と見えてゐる。してみると本來球形ならざるものでも、亦「珠」の名を以て之れを呼びしことが知らるのである。

そこで、魏志倭人傳の「貢白珠五千孔青大句珠二枚」なる語句であるが、白鳥先生は之れを以て「白珠五千、孔青珠、大白珠二枚を貢す」と解せられるのであり、確かに前人未發の新説である（東洋文庫講演）。尤も「孔青」なる語を以て色の名稱として認むることは、淵鑑類函に「貢白珠五千、孔青大句珠一枚」となしてゐるにより、既に先人またその説をなせしものあることを知るのであるが、更にその「孔青」なる語の下に「珠」の字を脱せしものとし、また「句珠」を以て「白珠」の誤りなりとして魏志の本文を改め、この語句を解せらるゝことは、恐らく先生獨特の新説であらうと考へる。蓋し「白珠」「真珠」の數を示すに「孔」なる語を以てすることは、全く異例であり、「珠」は元來球形なるべきはずなるに、「句珠」といふは無意味であり、またもし之れを以て「白珠」の誤記なりとすれば、之れに「孔青」なる色彩に關する語句を附することは矛盾であるから、別に「孔青珠」なるものを認むべき要があり、これに「珠」を加へ「句」を變じて白となすの新説が、考案せられたものであらうと推せられるのである。

けれども、この高説は「珠」は必ず「真珠」ならざるべからずとなし、従つて必ず球形ならざるべからざるべからずとなし、

らずとなす考へに基いた見解であり、予が曩に例示せし通りに、當時支那人の間に於て「珠」と稱せしものは、雷に眞珠のみに限らず、また雷に球形のものゝみに限らず、琥珀、琉璃、琅玕、珊瑚の類にまで及んだ事實を考ふる時は、遺憾ながら予は先生の高説に服することが出来ないものである。蓋し文字の變改挿入は他に全くその解釋の途なく、かつ十分首肯するに足るべき理由ある時に於てのみ行はるべきことであり、他に解釋の方途存する場合に於ては、特に戒むべきことであらうと考ふるのであり、この場合も亦寧ろ後者に屬すべきことを信ずるからである。

もとより「五千孔」といふやうに「孔」なる語を以て「白珠」の數を表はすことは、全く異例であるが、而も白珠の數量表示の方法は、必ずしも常に一定してゐる譯ではなく、曩に例示せる通りに「白珠二升」「白珠二斗」「白珠十斛」といふやうに、量を以て之れを表はす場合があり、或は東觀漢記に

和熹后時、新遭大憂、法禁未設、宮中亡大珠一篋。

とあり、また管子卷第二十二、山至數第七十六に

君分壤、而貢入市朝、同流黃金一筵也、江陽之珠一筵也。

とあり、左傳哀公二十年の條に

十一月、越圍吳、趙孟降於喪食、(中略)吳王與之、楚隆一簞珠、使問趙孟、
とあり、太平御覽所引謝承後漢書に

支那の史料に現はれたる我が上代(橋本)

豫章黃向辰、歩路中、得珠琪一囊。

とあるやうに、之れを納めたる器物によりて表はす場合があり、或は淵鑑類函所引山堂肆考に

容州海濱亦產珠、置官掌之、宋太平興國二年、容州始貢珠百斤。

とあり、同所引宋沈存中筆談に

熙寧中、駐輦國使人入貢、乞依本國撒殿、詔從之、使人以金盤貯珠、跪捧于殿檻之間、以金蓮花酌珠、向御坐撒之、謂之撒殿、乃其國至敬之禮也、朝退有司掃殿、得珠十餘兩分賜。

とあるやうに、重さを以て之れを表はす場合があり、或は太平御覽所引幽明錄には

王敦召吳猛、猛至江口、入水中、命船人進船至大雷、見猛行水中、從東北還逆船、弟子問其故、猛云、水神數興波浪、賊害行旅、暫約勤、以真珠一握爲信、とあり、王子年の拾遺記卷九には

石季倫愛婢名翔風、魏末於胡中得之、(中略)石氏侍人美艷者數千人、翔風最以文辭擅愛、(中略)使數十人各含異香、行而語笑、則口氣從風而颺、又屑沈水之香如塵末、布象床上、使所愛者踐之、無迹者、賜以真珠百琲、有迹者、節其飯食、令身輕弱、故閨中相戲曰、爾非細骨輕軀、那得百琲真珠。

とあり、またその個數を示す場合には、曩に掲げたやうに「珍珠三千二百餘顆」といふが如く、「顆」を以て表はせる場合や、列仙傳に

朱仲者、會稽市販珠人也（中略）景帝時獻三寸珠數十枚、去不知所之、といふやうに、「枚」を以て表はせる場合がある。また太平御覽所引王朗雜事には

焦生乞恩辭、生未有婦、從烏桓贖李娥爲妻、與耳中金璫一雙、珠四枚、璫二雙、珠三十雙、合中眞珠一升、

とも見えるのである。要するに諸種の場合に應じて、諸種の名稱により、その數量を表はすことが行はれてゐるのであり、その表示の名稱が常に一定せるものでないことは、以上の諸例によりて明白なるところである。

されば、「孔」なる語を以て白珠の數を表はすことは、確かに異例ではあるが、而も「孔青」なる語を以て色の名稱となすことも、亦全く他に用例を見ないところであるから、單に異例であるといふだけの理由では、何れも同様の立場にあるので、何れとも決することは出来ない譯である。もし「孔青」が濃紫色の眞珠を意味するものであるならば、特にこの場合に限りて「孔青」なる特異の語を用ひずとも「紫色」なる語によりて表はすも可なる譯であらう。況んやもし下の大勾珠と區別して、「孔青珠」として見るとすれば、その數量についての記載なきことも異例である。もし「二枚」なる語を兩者に係けて見るとす

るも、その異例なることは同様である。乃ち之れを「孔青珠」として見ることによりて、二重の異例を看過しなければならぬこととなる譯である。之れに反して「孔」なる語をば白珠の數を表はすものとして見る時には、もとより異例には違ひないけれども、而も全く意味をなさない無理な用法とは云へないかと考へられるのである。蓋し眞珠の用途たる、たとへば晉令に「士卒百工不得服眞珠瑠珞」とあるやうに、支那にては主に瑠珞として用ひられたものゝやうであり、或はまた晉安帝紀に「桓元尤愛珍寶常玩弄珠玉不離於手」(太平御覽所引)とあり、後漢書に「光武耳不聽鄭衛之音、手不持珠玉之玩」(同上所引)とあるやうに、單に珍寶として之れを愛玩せしものゝやうであり、或は道籟に「西王母獻穆王以雲澤之珠、又名却病珠、設有人病在心、則東向含之、肝北腎西肺則俯身向地、脾則南也、無不應時愈」(格致鏡原所引)とあるやうに、治病の爲めにも使用せしやうであるが、而もまた鳴道集に

宋慶曆中、廣州有蕃商死、珍珠沒官、上命取禁中錢易之、以賜張貴妃、時禁中同輩、因此有于上前乞旨和買者、京師珠價遂致騰踊、上頗知之、一日別殿賞牡丹、妃嬪畢集、貴妃最後至、乃以前日珍珠爲首飾、以誇同輩(淵鑑類函所引)

とあるやうに、首飾として用ひた場合もあり、曩に掲げた通りに、「眞珠百琲」などいふ語も見えるのであるから、眞珠に孔を穿ち糸を貫いて、首飾などに用ひしことも、亦行はれたものと認められるのであ

る。殊に魏志韓傳に

以瑇珠爲財寶、或以綴衣爲飾、或以懸頸垂耳、不以金銀錦繡爲珍、

と見えて居り、當時韓人等が眞珠に孔を穿ちて衣に綴り、頸に懸け、耳に垂れて裝飾とせしことは明かであり、随つて韓人と密接なる關係を有してゐた倭人の間に於ても、亦同様の習慣ありしことは、推想され得るところであり、眞珠に孔を穿ちて糸を貫き、頸に懸け耳に垂れて裝飾となすことは、必ずしも後世に至りて始めて發生せし慣習ではあるまいと考へられるのである。してみると倭國より貢獻せし眞珠に孔があり、それが魏人の注目を引いた爲めに、之れを數ふるに「五千孔」なる語を以てせることも、時に處し形に應じて、その數量の名稱を異にする支那人の性情より見て、必ずしもあり得べからざることもいへないかと考へる。予は本年(昭和四年)十月、上野公園の帝室博物館に於て開かれたる鏡劍璽特別展覽會に於て、佐賀縣(肥前國)東松浦郡玉島村大字谷口字立市發掘の眞珠製小玉を見たのであるが、その全形の小なるに比し、孔道割合に大なるが爲め、孔口の部分が著しく目立つて見えるのであり、之れを數ふるに「枚」或は「顆」を以てする代りに、即ち「孔」を以てせしことは、寧ろ自然のことではないかといふ感に打たれたのであつた。古墳時代に入りて眞珠に孔を穿つことが、既に巧みに行はれてゐたことは、この一實例によりても疑ひなきところであらう。

而してもし以上の推考にして誤りなしとせば、「白珠五千孔」と切り、「青大勾珠二枚」と見るべきこと

は、異論なきところであらうが、然らば「青大勾珠」とは果して如何に解すべきであらうか。もし「珠」を以て必ず「眞珠」を意味するものとすれば、また或は必ず球形のものを意味するものとすれば、「勾珠」とは無意味のこととなり、或は「白珠」の誤記にあらずやとの疑問も生ずべく、もし之れを「白珠」の誤記なりとすれば、之れを以て「青」となすことの不合理なることは、勿論であるけれども、曩にも例示せる通りに「珠」なる語は必ずしも眞珠を意味せず、また必ずしもその球形なることを意味せずとすれば、「大勾珠」が「大まがたま」を意味するものとして見るに、何等の不合理をも感じないのである。かつまた支那の文献上所謂「青珠」なるものが常に眞珠を意味するものでなく、普通には「琅玕」を意味するものなることは、たとへば本草に

青琅玕、一名石珠、一名青珠、出蜀郡平澤(格致鏡原所引)

とあり、辭源に

青珠、青琅玕之異名

と明記してゐるのによりても知らるゝのである。もとより張華博物志卷四に

五月五日、埋蜻蜒頭於西向戸下、埋至三日、不食則化成青眞珠、又云埋於

正中門

とあり、常璩華陽國志に

廣陽縣山出青珠、永昌郡博南縣有光珠穴、出光珠、有黃珠、白珠、青珠、碧珠。
(但、この文句は格致鏡原、淵鑑類函等に引かるゝ所なるも、今の華陽國志には之れを見ないやうである。たゞ四部叢刊本、華陽國志卷三、會無縣の條に「今有漢人家、家不開戶、其穴多有碧珠」と見え、同書卷四、博南縣の條に「有光珠穴、出光珠」云々の文句があるだけである。)

など見えてゐる場合の「青珠」なども、皆悉く「琅玕」を意味するものなるや疑問であるが、とにかく「青琅玕」を以て一に「青珠」と名くることは疑ひないのである。然るに倭漢三才圖會には

本綱、琅玕生崑崙山及西北山中、石之似玉者、形狀與珊瑚相類、而青碧色者、但生於海底者、爲珊瑚、生於山中者、爲琅玕、按、琅玕南京船將來、俗云青瑪瑙是也、又有青珊瑚、有枝柯、似珊瑚而青色、是乃琅玕也。

と見えてゐるのであり、隨つて所謂「青珠」は即ち「青瑪瑙」を意味した場合もあつたことが察せられるのである。我が國ではその出雲に産するが爲めに或は之れを出雲石とも稱するのである。

或は青瑪瑙は濃綠色の碧玉で、琅玕は翡翠玉の一種だともいはれてゐるが、要するに何れも石英と同一物質で、玉髓の別種、硬玉の類に過ぎないのである。されば魏志の所謂「青大勾珠」は「青瑪瑙の大まがたま」として解することが、最も妥當のやうに考へる。

或は前に「出眞珠青玉」とある場合の「青玉」も、同じく「青瑪瑙」を意味するもので、後の「白珠青大勾珠」は前の「眞珠青玉」に相應するものではあるまいかとも推せられるのである。蓋し我が國に

は古來眞の所謂玉を産したことを聞かないのであり、而も説文には

琅玕石之似玉者

とあり、拾遺記卷十には

崑崙山傍有瑤臺上有琅玕璆琳之玉煎可以爲脂

とあり、また魏文帝馬瑙勒賦に

玉屬也出自西域

とあり、山海經南山經第一に

堂廷之山多棧木多白猿多水玉

とあり、郭璞注に

水玉今水精也

と見えて居り、魏志注所載魏略西戎傳に

大秦多明月珠夜光珠眞白珠

とあるに對し、史記卷八十三鄒陽傳には

臣聞明月之珠夜光之璧以闇投人於道路人無不按劍相眄者

とあるやうに、「玉」なる語も必ずしも眞の所謂玉に限りて用ひらるゝ語ではなく、琅玕即ち青珠をも亦

之れを玉と呼ぶ場合があり、水精すらも之れを玉といふことがあり、一方に「珠」と記しながら、他方にては「璧」となす場合も存するのであるから、一方に「青玉」と記したものを、他方に「青大勾珠」となすことも、絶対にあり得べからざることも考へられないのである。

序に、魏志に「献上男女生口三十人、貢白珠五千孔、青大勾珠二枚、異文雜錦二十四」とある。「貢は」、太平御覽所引の本文に見えるやうに、本来「眞」の誤りではないかとも考へられるのである。蓋し上に「献上」の語ありて、また「貢」の語を記することは、同意義の語が重複するので、語法上から如何かと疑はれるからである。けれどもそれは今の場合、その論旨には大なる影響を及ぼさないのであるから、強ひて之れを論ずるの要を認めない。

要するに、以上論ずるところによりて、魏志の白珠青大勾珠が眞珠と青瑪瑙即ち琅玕を意味するものなることが、略々推考せらるゝのであり、随つて前者は九州特に大村灣にて古くより産せしものと認めらるゝのであるが、後者は古來出雲を以てその産地となすことは、著名の事實として知られてゐるのである。けれども眞珠の産地が大村灣の地方に限られたものでないことは、曩に述べた通りであるから、之れを以て九州地方の特産として認むる譯には行かないのであるが、たとひ之れを以て當時大村灣の特産物であつたと假定するも、もし大和朝廷の勢力が既に九州地方を奄有せし時代であるならば、之れが大和朝廷よりの貢物として利用せらるべきは、もとよりあり得べきことであり、また出雲に産する青珠

が大和朝廷によりて利用せらるゝことも、九州方面の國によりて利用せらるゝことも、貨物として移動せらるべき性質上、何の不思議もないことである。さればその貢物の品種といふが如きことは、所謂耶馬臺國が畿内なるか九州なるかを決定すべき資料としては、決して大なる效力を有するものではないのである。

それから、「其山有丹」とあることも、曩に述べたやうに、石器時代人が丹（實は鐵丹即ち酸化鐵）を用せしことは、多くの實例によりて明白なることであるから、もとより事實を傳ふるものとして認めらるべきことゝ信ずるのである。和名類聚抄には「丹砂、似朱砂不鮮明者也、和名邇」とあり、狩谷掖齊の箋注には「按萬葉集、大神朝臣奥守歌、佛造眞朱、穗積朝臣歌、眞朱穿岳、眞朱並訓安加仁、蓋謂此、又諸國有地名丹生、以其地生是物得名也」と見えてゐるのであるが、那珂博士は「眞朱」は赤土にて丹を意味するものとせらるゝのである。蓋し赤色の塗料としては、朱即ち辰砂（硫化水銀 HgS ）だの、鉛丹即ち光明丹（酸化鉛 Pb_3O_4 ）だの、辨柄（酸化鐵 Fe_2O_3 ）などの種類があり、古へは之れを混同して凡べて丹と稱したもののやうであるが、所謂鉛丹は天然には産しないし、朱砂は天然にも産するけれども、我が國ではその分量極めて少いとのことであるから、普通に赤土（眞朱）といつたのは、恐らく酸化鐵のことであらうと推せられるのである。

それから、當時倭人の地に繁茂した、木竹の名稱が列擧せられてゐるのであるが、那珂博士はその各

各につきて解釋を加へられ、榲^{ヤマグス}は山楠、杼^{トチ}はトチ、豫樟はクス、榉^{ハナ}は楸にて今のボケ、榧^{ハナ}は榧に同じくクヌギ、投^ヒは椀の誤りでスギ、檀^{カシ}はカシ、烏號^{ヤマガハ}はヤマグハ、楓^{カハ}香はヲカツラなりとなし、また篠^{シノ}はシノタケ、箬^{ヤタケ}はヤタケ、桃^{トウ}支はトウと比定して居らるゝのであり、かつ桃支については「本草彙ニ桃支、竹皮滑而黃、可以爲席トアリ。蔓草ナレドモ禾本科ニ屬スル植物ナレバ、竹ノ類トスルモ惡シカラズ。支那嶺南ノ産ニシテ、中土ニハ育タザル物ナレバ、皇國ニモ産セズ」云々と論ぜられたことも、まづ稷^{イネ}當の見であらうと考へる。尤も椀は爾雅翼に「椀似杉而異、(中略)、其樹大連抱、高數仞、葉似杉、木如柏」云々と見えて居り、イヌマキなりとの説もあるさうである。それは何れにせよ、桃支を除けば、こゝに列舉せられたその他の木竹は、何れも畿内地方より九州地方に亘りて、生育し得べき種類のもと思はれるが、たゞ何れかといへば南方暖地に適する種類のものが多いやうで、桃支の如きも九州南部の地方に於ては、恐らく移植され得ることゝ察せられるのであり、編者の頭腦が倭人の國を以て南方に位置し、或は儋耳朱崖、或は會稽東冶に近しとなす思想によりて、支配されたりし事實を暗示する、一資料として認むべきものであらうと考へる。

なほ、この事實は更にその産物として薑、橘、椒、藜^{アト}荷^ハを擧げてゐることゝも關聯せるものであり、薑が今の生薑で、和名抄に「生薑、和名久禮^{クレン}乃波^{ノハ}之加美^{カミ}」、俗云阿奈波^{アト}之加美^ハ」とあり、字鏡に「干薑、久禮^{クレン}乃波^{ノハ}自加彌^{カミ}」とあるものなるべく、橘が和名抄に所謂太知波奈^{アト}であり、椒が今のサンセウ^{アト}で、和名

抄に「蜀椒、奈留波之加美、一云不佐波之加美」と見え、本草和名に「秦椒、和名加波波之加美」とあるものであり、蕘荷が和名抄には「米加」と見え、今のメウガなることは何れも那珂博士が指摘された通りであらうから、もと／＼外來の藥味或は藥味的の果實蔬菜であり、何れかといへば南方に緣故深きものと思はれることも、亦倭人の國を以て南方に位置するものとなす思想の表はれとして認めらるべきものであらう。もとより當時是等の植物が内地に輸入せられてゐたことは、あり得べきことと考へられるのであるが、「不知以爲滋味」とあるによりて見れば、その藥味としての用法を、十分に利用することを知らなかつたことを意味するものゝやうに思はれるので、その輸入の日なほ淺きものではなかつたかを疑はしめるのである。

以上を以て當時倭人の地に於て、産出し繁殖し生息せし産物の如何なるものであり、その記するところが、如何なる程度まで事實であり、所謂耶馬臺國の何れの地點なるやを決定すべき資料としては、大なる意義を有するものでないことを説明し得たと信ずるのであるが、なほ序に「兵用矛楯木弓、木弓短下長上、竹箭、或鐵鏃、或骨鏃」なる當時の兵器に關する文句についても、一言して置きたいのである。

我が古代人が矛楯及び木弓を使用せし事實は、今日先史時代の遺物として所謂銅矛銅劔が發掘せらるるの事實あると共に、上野國群馬郡瀧川村大字八幡原發掘と傳ふる、東京帝室博物館所藏の鏡背に刻ま

れたる人物が、皆左に楯を持ち、右に刀或は矛を持ち、狩獵に従事しつゝある場面を表はせる實例により（高橋健自氏著「日本原始繪畫」七〇—七二頁參照）、また大橋八郎氏所藏の銅鐸面などに刻まれたる狩獵圖に表はさるゝ人物が、何れも「短下長上」の半弓を使用しつゝある實例により（同書一五—一七頁參照）、實證せらるゝのであり、かの魏志の文句がまた我が古代の實際を傳ふるものなることを認めざるを得ないのである。最近杉山壽榮男氏が陸奥國三戸郡是川村の石器時代遺跡地より、この種の半弓の實物を發掘せられたのは、殊に興味あることと思ふのである。されば菅政友氏や那珂博士が考へられたやうに、「兵用矛楯木弓」の文句は、漢書地理志の粵地の條に記るされたる「兵則矛盾刀木弓弩」を節略したものであり、「竹箭或鐵鏃或骨鏃」は同じく「竹矢或骨爲鏃」に依れるものであるとは、到底考ふることが出來ないのである。

最後に、倭の女王より魏帝に奉獻せしものゝ中に、「生口」と稱するものがあり、その如何なる性質のものなりや、疑問とせらるゝところであるから、之れについても一應解説すべき要があるのであるが、この問題については、曩に考古學雜誌第十九卷第一號及第三號に於て發表したのであり、なほ今一度同誌上に於て發表するつもりであるから、こゝにはこの問題について論ずることを避けたいのである。（未完）

橋本 增吉